

問 税の徴収・滞納は

答 憂慮すべき事態  
滞納者の増加



田淵 基次

問

旧町当時から税等の納付  
について、納税組合という  
形で隣保・グループ単位での集  
金方法が、地域によってとられ  
てきました。

しかしその後、上下水道の普  
及による使用料の払い込み等に  
時代の流れや金融機関の努力、  
自治体の勧め、又プライバシー  
保護といった面から隣保集金も  
全面的に廃止され、振込み、あ  
るいは直納になってきました。  
その結果、納税組合方法と現在  
の収納の比較はどうなっていま  
すか。

総務部長

平成15年度の個  
人住民税、都市計

画税を含む固定資産税、軽自動  
車税、国保税の現年分収入未済  
額は約4億9千9百万円。平成  
19年度は約7億千4百万円と約

問

1.4倍になっています。  
市となつてからも定例会  
毎に税問題の質問がされて  
います。その内容について、当  
局の努力は検証されていますか。

市長

庁内に「滞納整理検  
討会議」を設け、徴収  
強化月間による戸別訪問や納税  
相談の実施、更には差押え処分  
など全庁あげて滞納の解消に努  
力しています。今後、市政運営  
の最重要課題と位置付け、市民  
の皆様へ解り易い形で滞納解消  
に努めてまいります。



税務課

問 宍粟市環境基本条例に  
罰則規程は

答 環境保全協議会で  
前向きに検討



木藤 幹雄

問

美しい宍粟市の自然を守  
るために、私たちがしなけ  
ればならないことのひとつが、  
ポイ捨てに対する罰則規程の制  
定です。再三にわたりこの質問  
を繰り返してきましたが、ハッ  
キリ答弁願いたい。

市長

今年5月に開催した  
環境保全協議会で、委  
員の皆さんにご意見をお聞きし、  
罰則規程も必要とのご意見もい  
ただいております。秋に開催す  
る第2回目の協議会で現在の宍  
粟市環境基本条例の一部改正で、  
罰則の程度を協議いただき、本  
年度中には改正したい。

問

特産物の開発について、  
農産物を中心に宍粟市内に  
複数のグループが活動されてい  
ますが、その支援、特に指導者  
の育成・連携、また新しいグル  
ープの立ち上げも必要です。市  
長のお考えを。また、東海漬物

の後の企業誘致はどうなってい  
ますか。

市長

市内で約30のグル  
ープが活動されており、  
これらのグループを包括した協  
議的な組織を立ち上げ、加工  
グループ全体の支援をしていき  
たい。多くのグループが競い合  
い、情報交換することでより素  
晴らしい特産品の産出に結びつ  
くものと思います。東海漬物の  
材料を市内で確保することです  
が、関係機関と調整しながら、  
何とかその方向に進んでいると  
ころです。その後の企業誘致は、  
経済情勢が厳しく図れていない  
状況です。



旬菜蔵山崎